

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
IX-1-2 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」を削除	② 適用範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 IX-1-2	② 適用範囲 この積算基準は、治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 IX-1-2

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
IX-1-12 「大臣官房参事官（イノベーション）が別」 ↓ 「設計単価編 労務単価」に修正	⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。 (ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。 (ハ) 単価は、次のとおりとする。 a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スカラップ単価 × 材料割増率 × 0.7)」により算定するものとする。 b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。 c 材料割増率は、表-1・1 によるものとする。 d スカラップ単価は原則として、表-1・2「スカラップの該当品目」の区分による単価を適用する。 e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。 f 鍛鋼品は、打放し（鋳造後）の単価を採用するものとする。 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。 (ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類（潤滑油、作動油を除く）、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。 (2) 機器単体費 1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。 2) 所要量の算定は積上げによるものとする。 (3) 労務費 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の 1 日当りの標準賃金は、<u>大臣官房参事官（イノベーション）が別</u>に定めるものとする。 (4) 塗装費 1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。 3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。	⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。 (ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。 (ハ) 単価は、次のとおりとする。 a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スカラップ単価 × 材料割増率 × 0.7)」により算定するものとする。 b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。 c 材料割増率は、表-1・1 によるものとする。 d スカラップ単価は原則として、表-1・2「スカラップの該当品目」の区分による単価を適用する。 e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。 f 鍛鋼品は、打放し（鋳造後）の単価を採用するものとする。 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。 (ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類（潤滑油、作動油を除く）、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。 (2) 機器単体費 1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。 2) 所要量の算定は積上げによるものとする。 (3) 労務費 1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備製作工の 1 日当りの標準賃金は、<u>「設計単価編 労務単価」</u>に定めるものとする。 (4) 塗装費 1) 塗装費の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。 ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。 3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
IX-1-13 「大臣官房参事官（イノベーション）が別」 ↓ 「設計単価編 労務単価」に修正 「公共工事設計労務単価」 ↓ 「設計単価編 労務単価」に修正	(5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。 1-2 間接製作費 (1) 間接労務費 1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。 2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。 3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。 4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 (2) 工場管理費 1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額)×(工場管理費率)とする。 2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。 3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。 4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。 5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 2 据付工事原価 据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。 2-1 直接工事費 (1) 輸送費 1) 輸送費の積算は、表-1・5による。なお、これにより難しい場合は別途積み上げる。 2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。 (2) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 (直接材料の内訳) 据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。 (ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等 (3) 労務費 1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、<u>大臣官房参事官（イノベーション）が別</u>に定めるものとする。 4) 機械設備据付工以外の労務費は、「<u>公共工事設計労務単価</u>」による。 5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。	(5) 直接経費 1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。 1-2 間接製作費 (1) 間接労務費 1) 間接労務費の積算は、(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。 2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。 3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。 4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 (2) 工場管理費 1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額)×(工場管理費率)とする。 2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。 3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。 4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。 5) 複数工種を一括発注場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。 2 据付工事原価 据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。 2-1 直接工事費 (1) 輸送費 1) 輸送費の積算は、表-1・5による。なお、これにより難しい場合は別途積み上げる。 2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。 3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。 (2) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。 (直接材料の内訳) 据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。 (ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。 (補助材料の内訳) 接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等 (3) 労務費 1) 労務費の積算は、(工数)×(賃金)とする。 2) 工数は各章で定めた値によるものとする。 3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、「<u>設計単価編 労務単価</u>」に定めるものとする。 4) 機械設備据付工以外の労務費は、「<u>設計単価編 労務単価</u>」による。 5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。
	IX-1-13	IX-1-13

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
IX-1-38 6(2) 「なお、設計単価は、「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。」に修正 以下、文言削除	なお、設計単価は、各地方整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価（臨時調査）、見積りをもとに決定するものとする。 また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。 1）局設定単価による場合 a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。 2）物価資料による場合 a. 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 なお、適用時期は毎月とする。 b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。 3）局特別調査単価（定期調査）による場合 a. 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。 局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。 （局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。） 4）1）、2)及び3)の方法により難い場合 a. 1）、2)及び3)の方法により難い場合は、局特別調査単価（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。 なお、局特別調査単価（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。 b. なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。 （イ）調達価格（材料単価×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査単価（100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。 なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。 （ロ）見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積り価格は、実勢取引価格であることを確認する。 （ハ）正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。	なお、設計単価は、「<u>設計単価編</u>」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。 IX-1-38

機械設備編 修正箇所

修正内容

IX-1-43

(3) 削除

土木工事標準積算基準書

(3) 単価協議

総価契約単価合意方式による場合は、単価協議を行うものとする。

なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。

また、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

(4) 設計変更について

1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。

2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。

3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。

4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

図-1・2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ

<通常の工事積算> 新規箇所(A)が追加になった場合		<施工箇所が点在する場合の変更積算> 新規箇所(A、子3)が追加になった場合 原 子1 子2 子3	
直接製作費	①A' (①A' + ②A' + ③A') × A	①A'	②A' ③A' A
間接労務費	+ ②B'	+ ②B'	②B' ③B' ④B' B
工場管理費	+ ③C'	+ ③C'	③C' ④C' ⑤C' C
直接工事費	+ ④D' (④D' + ⑤D' + ⑥D') × D	+ ④D'	④D' ⑤D' ⑥D' D
共通仮設費	+ ⑤E'	+ ⑤E'	⑤E' ⑥E' ⑦E' E
現場管理費	+ ⑥F'	+ ⑥F'	⑥F' ⑦F' ⑧F' F
据付間接費	+ ⑦G'	+ ⑦G'	⑦G' ⑧G' ⑨G' G
設計技術費	+ ⑧H'	+ ⑧H'	⑧H' ⑨H' ⑩H' H
一般管理費等	+ ⑨I'	+ ⑨I'	⑨I' ⑩I' ⑪I' I
間接労務費の算定 ②B' : ①A' を対象額で算出		②B' : ①A' を対象額で算出 ③B' : ②A' を対象額で算出 ④B' : ③A' を対象額で算出 B : A を対象額で算出 ⑤B' + ②B' + ③B' + B とする	
工場管理費の算定 ③C' : (①A' + ②B') を対象額で算出		③C' : (②A' + ③B') を対象額で算出 ④C' : (③A' + ④B') を対象額で算出 ⑤C' : (④A' + ⑤B') を対象額で算出 C : A + B を対象額で算出 ⑥C' + ③C' + ④C' + C とする	
共通仮設費の算定 ⑤E' : ④D' を対象額で算出		⑤E' : ④D' を対象額で算出 ⑥E' : ⑤D' を対象額で算出 ⑦E' : ⑥D' を対象額で算出 E : D を対象額で算出 ⑧E' + ⑤E' + ⑥E' + E とする	
現場管理費の算定 ⑥F' : (④D' + ⑤E') を対象額で算出		⑥F' : (⑤D' + ⑥E') を対象額で算出 ⑦F' : (⑥D' + ⑦E') を対象額で算出 ⑧F' : (⑦D' + ⑧E') を対象額で算出 F : D + E を対象額で算出 ⑨F' + ⑥F' + ⑦F' + F とする	
据付間接費の算定 ⑦G' : ⑥F' を対象額で算出		⑦G' : ⑥F' を対象額で算出 ⑧G' : ⑦F' を対象額で算出 ⑨G' : ⑧F' を対象額で算出 G : F を対象額で算出 ⑩G' + ⑦G' + ⑧G' + G とする	
設計技術費の算定 ⑧H' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G') を対象額で算出		⑧H' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G') を対象額で算出 ⑨H' : (②A' + ③B' + ④C' + ⑤D' + ⑥E' + ⑦F' + ⑧G') を対象額で算出 ⑩H' : (③A' + ④B' + ⑤C' + ⑥D' + ⑦E' + ⑧F' + ⑨G') を対象額で算出 H : A + B + C + D + E + F + G を対象額で算出 ⑪H' + ⑧H' + ⑨H' + ⑩H' + H とする	
一般管理費等の算定 ⑨I' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G' + ⑧H') を対象額で算出		⑨I' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G' + ⑧H') を対象額で算出 ⑩I' : (②A' + ③B' + ④C' + ⑤D' + ⑥E' + ⑦F' + ⑧G' + ⑨H') を対象額で算出 ⑪I' : (③A' + ④B' + ⑤C' + ⑥D' + ⑦E' + ⑧F' + ⑨G' + ⑩H') を対象額で算出 I : A + B + C + D + E + F + G + H を対象額で算出 ⑫I' + ⑨I' + ⑩I' + ⑪I' + I とする	

千葉県

(3) 設計変更について

1) 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。

2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。

3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。

4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

図-1・2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ

<通常の工事積算> 新規箇所(A)が追加になった場合		<施工箇所が点在する場合の変更積算> 新規箇所(A、子3)が追加になった場合 原 子1 子2 子3	
直接製作費	①A' (①A' + ②A' + ③A') × A	①A'	②A' ③A' A
間接労務費	+ ②B'	+ ②B'	②B' ③B' ④B' B
工場管理費	+ ③C'	+ ③C'	③C' ④C' ⑤C' C
直接工事費	+ ④D' (④D' + ⑤D' + ⑥D') × D	+ ④D'	④D' ⑤D' ⑥D' D
共通仮設費	+ ⑤E'	+ ⑤E'	⑤E' ⑥E' ⑦E' E
現場管理費	+ ⑥F'	+ ⑥F'	⑥F' ⑦F' ⑧F' F
据付間接費	+ ⑦G'	+ ⑦G'	⑦G' ⑧G' ⑨G' G
設計技術費	+ ⑧H'	+ ⑧H'	⑧H' ⑨H' ⑩H' H
一般管理費等	+ ⑨I'	+ ⑨I'	⑨I' ⑩I' ⑪I' I
間接労務費の算定 ②B' : ①A' を対象額で算出		②B' : ①A' を対象額で算出 ③B' : ②A' を対象額で算出 ④B' : ③A' を対象額で算出 B : A を対象額で算出 ⑤B' + ②B' + ③B' + B とする	
工場管理費の算定 ③C' : (①A' + ②B') を対象額で算出		③C' : (②A' + ③B') を対象額で算出 ④C' : (③A' + ④B') を対象額で算出 ⑤C' : (④A' + ⑤B') を対象額で算出 C : A + B を対象額で算出 ⑥C' + ③C' + ④C' + C とする	
共通仮設費の算定 ⑤E' : ④D' を対象額で算出		⑤E' : ④D' を対象額で算出 ⑥E' : ⑤D' を対象額で算出 ⑦E' : ⑥D' を対象額で算出 E : D を対象額で算出 ⑧E' + ⑤E' + ⑥E' + E とする	
現場管理費の算定 ⑥F' : (④D' + ⑤E') を対象額で算出		⑥F' : (⑤D' + ⑥E') を対象額で算出 ⑦F' : (⑥D' + ⑦E') を対象額で算出 ⑧F' : (⑦D' + ⑧E') を対象額で算出 F : D + E を対象額で算出 ⑨F' + ⑥F' + ⑦F' + F とする	
据付間接費の算定 ⑦G' : ⑥F' を対象額で算出		⑦G' : ⑥F' を対象額で算出 ⑧G' : ⑦F' を対象額で算出 ⑨G' : ⑧F' を対象額で算出 G : F を対象額で算出 ⑩G' + ⑦G' + ⑧G' + G とする	
設計技術費の算定 ⑧H' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G') を対象額で算出		⑧H' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G') を対象額で算出 ⑨H' : (②A' + ③B' + ④C' + ⑤D' + ⑥E' + ⑦F' + ⑧G') を対象額で算出 ⑩H' : (③A' + ④B' + ⑤C' + ⑥D' + ⑦E' + ⑧F' + ⑨G') を対象額で算出 H : A + B + C + D + E + F + G を対象額で算出 ⑪H' + ⑧H' + ⑨H' + ⑩H' + H とする	
一般管理費等の算定 ⑨I' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G' + ⑧H') を対象額で算出		⑨I' : (①A' + ②B' + ③C' + ④D' + ⑤E' + ⑥F' + ⑦G' + ⑧H') を対象額で算出 ⑩I' : (②A' + ③B' + ④C' + ⑤D' + ⑥E' + ⑦F' + ⑧G' + ⑨H') を対象額で算出 ⑪I' : (③A' + ④B' + ⑤C' + ⑥D' + ⑦E' + ⑧F' + ⑨G' + ⑩H') を対象額で算出 I : A + B + C + D + E + F + G + H を対象額で算出 ⑫I' + ⑨I' + ⑩I' + ⑪I' + I とする	

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
IX-20-1 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」を削除	第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通 1 適用範囲 この基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事</u>の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析[※]を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等） また、上記設備の点検と同時にを行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第IX編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。 なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。 IX-20-1	第 20 章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通 1 適用範囲 この基準は、治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。 ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析[※]を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等） また、上記設備の点検と同時にを行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第IX編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。 なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。 IX-20-1

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県																																																																						
IX-20-6 「大臣官房参事官（イノベーション）が別」 ↓ 「設計単価編 労務単価」に修正 「各地方整備局統一単価」 ↓ 「設計単価編 労務単価」に修正	<table><tr><th colspan="3">表-20・2 直接経費率 (%)</th></tr><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>直接経費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河川用水門設備</td><td>河川用水門・鋼製ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td>樋門樋管ゲート</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="2">ダム用水門設備</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">トンネル換気設備</td><td>送（排）風機</td><td>15</td></tr><tr><td>ジェットファン</td><td>15</td></tr><tr><td colspan="2">非常用施設</td><td>14</td></tr><tr><td colspan="2">道路排水設備</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="2">消雪設備</td><td>井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備</td><td>4</td></tr><tr><td>散水配管</td><td>23</td></tr></table> (3) 直接労務費 - 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 - 工数は機械設備毎の各章によるものとする。 - 点検整備工の賃金は、<u>大臣官房参事官（イノベーション）が別</u>に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地方整備局統一単価を適用する。 - 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。 (4) 塗装費 - 塗装の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 - 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。 - 塗装面積1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 (5) 共通仮設費 - 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。 - 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 + 支給品費) 共通仮設費（率分） = 対象額 × 共通仮設費率 ただし、共通仮設費率は、表-20・3によるものとする。 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。 - 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。	表-20・2 直接経費率 (%)			機 械 設 備 名		直接経費率	河川用水門設備	河川用水門・鋼製ゲート	8	ゴム引布製起伏ゲート	8	樋門樋管ゲート	10	ダム用水門設備		8	揚排水ポンプ設備		7	トンネル換気設備	送（排）風機	15	ジェットファン	15	非常用施設		14	道路排水設備		10	消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4	散水配管	23	<table><tr><th colspan="3">表-20・2 直接経費率 (%)</th></tr><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>直接経費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河川用水門設備</td><td>河川用水門・鋼製ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td>樋門樋管ゲート</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="2">ダム用水門設備</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">トンネル換気設備</td><td>送（排）風機</td><td>15</td></tr><tr><td>ジェットファン</td><td>15</td></tr><tr><td colspan="2">非常用施設</td><td>14</td></tr><tr><td colspan="2">道路排水設備</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="2">消雪設備</td><td>井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備</td><td>4</td></tr><tr><td>散水配管</td><td>23</td></tr></table> (3) 直接労務費 - 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。 - 工数は機械設備毎の各章によるものとする。 - 点検整備工の賃金は、「<u>設計単価編 労務単価</u>」に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。普通作業員の賃金は、「<u>設計単価編 労務単価</u>」を適用する。 - 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 (イ) 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。 (4) 塗装費 - 塗装の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。 - 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。 - 塗装面積1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 (5) 共通仮設費 - 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。 - 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 + 支給品費) 共通仮設費（率分） = 対象額 × 共通仮設費率 ただし、共通仮設費率は、表-20・3によるものとする。 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。 - 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。	表-20・2 直接経費率 (%)			機 械 設 備 名		直接経費率	河川用水門設備	河川用水門・鋼製ゲート	8	ゴム引布製起伏ゲート	8	樋門樋管ゲート	10	ダム用水門設備		8	揚排水ポンプ設備		7	トンネル換気設備	送（排）風機	15	ジェットファン	15	非常用施設		14	道路排水設備		10	消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4	散水配管	23
表-20・2 直接経費率 (%)																																																																								
機 械 設 備 名		直接経費率																																																																						
河川用水門設備	河川用水門・鋼製ゲート	8																																																																						
	ゴム引布製起伏ゲート	8																																																																						
	樋門樋管ゲート	10																																																																						
ダム用水門設備		8																																																																						
揚排水ポンプ設備		7																																																																						
トンネル換気設備	送（排）風機	15																																																																						
	ジェットファン	15																																																																						
非常用施設		14																																																																						
道路排水設備		10																																																																						
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4																																																																						
	散水配管	23																																																																						
表-20・2 直接経費率 (%)																																																																								
機 械 設 備 名		直接経費率																																																																						
河川用水門設備	河川用水門・鋼製ゲート	8																																																																						
	ゴム引布製起伏ゲート	8																																																																						
	樋門樋管ゲート	10																																																																						
ダム用水門設備		8																																																																						
揚排水ポンプ設備		7																																																																						
トンネル換気設備	送（排）風機	15																																																																						
	ジェットファン	15																																																																						
非常用施設		14																																																																						
道路排水設備		10																																																																						
消雪設備	井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4																																																																						
	散水配管	23																																																																						

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県																																																												
IX-20-7 「公共工事設計労務単価」 ↓ 「設計単価編 労務単価」 に修正	<table><tr><th colspan="3">表-20・3 共通仮設費率 (%)</th></tr><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td>河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td></tr><tr><td></td><td>ゴム引布製起伏ゲート</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td></tr><tr><td colspan="2">ダム用水門設備</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">トンネル 換 気 設 備</td><td>送（排）風機</td><td>16</td></tr><tr><td>ジェットファン</td><td>39</td></tr><tr><td colspan="2">非常用施設</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="2">道路排水設備</td><td>35</td></tr></table> 4) 運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。 5) 派遣費 (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、宿泊手当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 (ロ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。 (ハ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。 6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊費基準額は、旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、<u>公共工事設計労務単価</u>を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 7) 宿泊手当 宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 8) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。	表-20・3 共通仮設費率 (%)			機 械 設 備 名		共通仮設費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート		ゴム引布製起伏ゲート	樋門樋管ゲート		ダム用水門設備		23	揚排水ポンプ設備		21	トンネル 換 気 設 備	送（排）風機	16	ジェットファン	39	非常用施設		27	道路排水設備		35	<table><tr><th colspan="3">表-20・3 共通仮設費率 (%)</th></tr><tr><th colspan="2">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td>河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td></tr><tr><td></td><td>ゴム引布製起伏ゲート</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td></tr><tr><td colspan="2">ダム用水門設備</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="2">揚排水ポンプ設備</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">トンネル 換 気 設 備</td><td>送（排）風機</td><td>16</td></tr><tr><td>ジェットファン</td><td>39</td></tr><tr><td colspan="2">非常用施設</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="2">道路排水設備</td><td>35</td></tr></table> 4) 運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。 5) 派遣費 (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、宿泊手当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 (ロ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。 (ハ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。 6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊費基準額は、旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、<u>「設計単価編 労務単価」</u>を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 7) 宿泊手当 宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） 8) 安全費 (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。	表-20・3 共通仮設費率 (%)			機 械 設 備 名		共通仮設費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート		ゴム引布製起伏ゲート	樋門樋管ゲート		ダム用水門設備		23	揚排水ポンプ設備		21	トンネル 換 気 設 備	送（排）風機	16	ジェットファン	39	非常用施設		27	道路排水設備		35
表-20・3 共通仮設費率 (%)																																																														
機 械 設 備 名		共通仮設費率																																																												
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート																																																												
		ゴム引布製起伏ゲート																																																												
	樋門樋管ゲート																																																													
ダム用水門設備		23																																																												
揚排水ポンプ設備		21																																																												
トンネル 換 気 設 備	送（排）風機	16																																																												
	ジェットファン	39																																																												
非常用施設		27																																																												
道路排水設備		35																																																												
表-20・3 共通仮設費率 (%)																																																														
機 械 設 備 名		共通仮設費率																																																												
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート																																																												
		ゴム引布製起伏ゲート																																																												
	樋門樋管ゲート																																																													
ダム用水門設備		23																																																												
揚排水ポンプ設備		21																																																												
トンネル 換 気 設 備	送（排）風機	16																																																												
	ジェットファン	39																																																												
非常用施設		27																																																												
道路排水設備		35																																																												
	IX-20-7	IX-20-7																																																												

機械設備編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
IX-21-1 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の」を削除	第 21 章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業</u>の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 2 業務委託料 業務委託料の構成 <pre>graph LR A[業務委託料] --- B[業務価格] A --- C[消費税等相当額] B --- D[直接原価] B --- E[間接原価] D --- F[直接人件費] D --- G[直接経費] E --- H[一般管理費等] E --- I[その他原価] G --- J[事務用品費] G --- K[旅費交通費] G --- L[電子成果品作成費] G --- M[電子計算機使用料及び機械器具損料] G --- N[特許使用料、製図費等] G --- O[その他]</pre> 3 業務委託料構成費目の内容 3-1 直接原価 (1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 (2) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の 1) から 5) までに掲げるものとする。 1) 事務用品費 2) 旅費交通費 3) 電子成果品作成費 4) 電子計算機使用料及び機械器具損料 5) 特許使用料、製図費等 これ以外の経費については、その他原価として計上する。 (3) その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 3-2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。 IX-21-1	第 21 章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 2 業務委託料 業務委託料の構成 <pre>graph LR A[業務委託料] --- B[業務価格] A --- C[消費税等相当額] B --- D[直接原価] B --- E[間接原価] D --- F[直接人件費] D --- G[直接経費] E --- H[一般管理費等] E --- I[その他原価] G --- J[事務用品費] G --- K[旅費交通費] G --- L[電子成果品作成費] G --- M[電子計算機使用料及び機械器具損料] G --- N[特許使用料、製図費等] G --- O[その他]</pre> 3 業務委託料構成費目の内容 3-1 直接原価 (1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 (2) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の 1) から 5) までに掲げるものとする。 1) 事務用品費 2) 旅費交通費 3) 電子成果品作成費 4) 電子計算機使用料及び機械器具損料 5) 特許使用料、製図費等 これ以外の経費については、その他原価として計上する。 (3) その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 3-2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。 IX-21-1

港湾・漁港編 修正箇所

修正内容

2-1-2

計算例を削除。

「設計単価の端数処理の詳細については、設計単価(材料単価)の取扱要領による。」を追記。

土木工事標準積算基準書

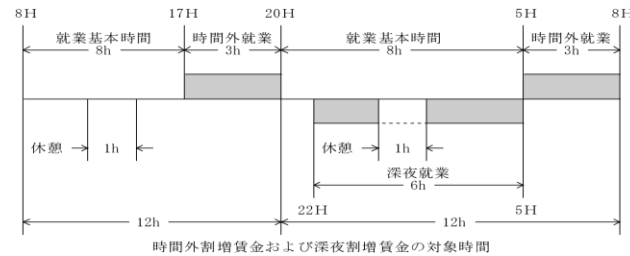
2) 2交代制の場合の労務単価
2交代制の場合の労務単価は、時間外割増賃金および深夜割増賃金を加算し、次式により算出する。
2交代制の場合の積算労務単価＝労務単価＋労務単価×T (1位四捨五入)

T: 2交代制の場合の総割増賃金係数
T＝割増対象賃金比×γ (小数4位四捨五入)
γ: 割増賃金率(就業時間数、時間帯により計算する)

【就業22時間、2交代制のγの計算例】

$$\left. \begin{aligned} \text{時間外割増賃金率} &= 6\text{h} \times \frac{1.25}{8} = \frac{7.5}{8} \\ \text{深夜割増賃金率} &= 6\text{h} \times \frac{0.25}{8} = \frac{1.5}{8} \end{aligned} \right\} \text{合計} \quad \frac{9.0}{8}$$

一人については、 $\gamma = \frac{4.5}{8} = 0.5625$



2-2 材料費

2-2-1 材料単価

材料単価は、支出負担行為担当官(支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む)の定めるとおりとし、以下の方法で決定する。

なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認められる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。

1) 物価資料による場合

(1) 決定方法

「積算資料」((一財)経済調査会)および「建設物価」((一財)建設物価調査会)(以下「物価資料」という)に掲載されている実勢価格を平均して算出する。決定額の有効桁数は、算出に用いた実勢価格の有効桁数の多い方を採用する。

ただし、大きい方の有効桁数が3桁未満のときは決定額の有効桁数は3桁とする。

また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

<例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500円(有効桁3桁)	積算資料	34,000円(有効桁2桁)
平均額	33,750円		
決定額	33,700円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)		

<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560円(有効桁2桁)	積算資料	570円(有効桁2桁)
平均額	565円		
決定額	565円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)		

<例>3) 入力単価の有効桁数が3桁未満で小数が発生する場合

建設物価	95円(有効桁2桁)	積算資料	90円(有効桁1桁)
平均額	92.5円		
決定額	92.5円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)		

(2) 公表価格の取扱い

公表価格であって割引額(率)の表示がある品目については、これを採用する。

公表価格であって割引額(率)の表示がない品目については、特別調査とする。

千葉県

港湾・漁港編

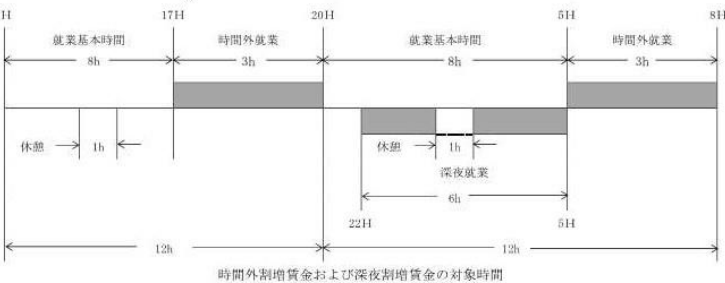
2) 2交代制の場合の労務単価
2交代制の場合の労務単価は、時間外割増賃金および深夜割増賃金を加算し、次式により算出する。
2交代制の場合の積算労務単価＝労務単価＋労務単価×T (1位四捨五入)

T: 割増対象賃金比×γ (小数4位四捨五入)
γ: 割増賃金率(就業時間数、時間帯により計算する)

【就業22時間、2交代制のγの計算例】

$$\left. \begin{aligned} \text{時間外割増賃金率} &= 6\text{h} \times \frac{1.25}{8} = \frac{7.5}{8} \\ \text{深夜割増賃金率} &= 6\text{h} \times \frac{0.25}{8} = \frac{1.5}{8} \end{aligned} \right\} \text{合計} \quad \frac{9.0}{8}$$

一人については、 $\gamma = \frac{4.5}{8} = 0.5625$



2-2 材料費

2-2-1 材料単価

材料単価は、支出負担行為担当官(支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む)を定めるとおりとし、以下の方法で決定する。

なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認められる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。

1) 物価資料による場合

(1) 決定方法

「積算資料」((一財)経済調査会)および「建設物価」((一財)建設物価調査会)(以下「物価資料」という)に掲載されている価格の平均値とする。
設計単価の端数処理の詳細については、設計単価(材料単価)の取扱要領による。
ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。

(2) 公表価格の取扱い

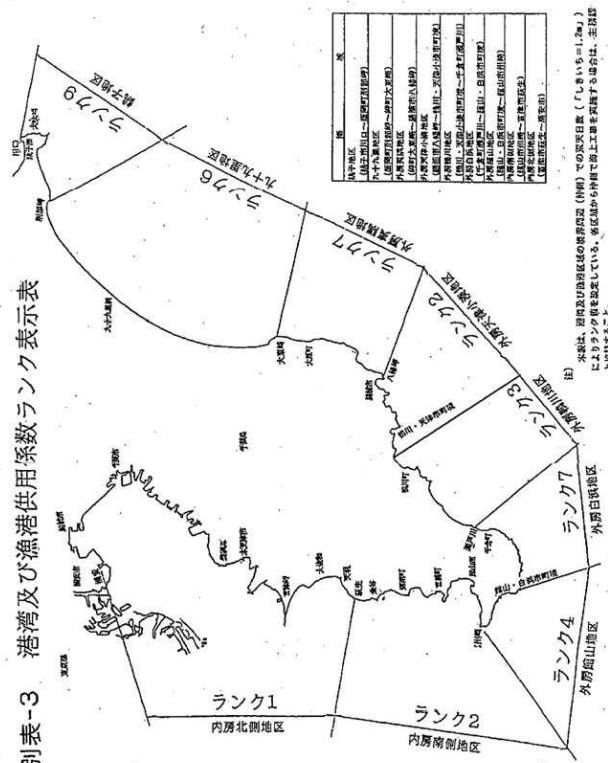
公表価格であって割引額(率)の表示がある品目については、これを採用する。

公表価格であって割引額(率)の表示がない品目については、特別調査とする。

港湾・漁港編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
2-1-3	2) 物価資料により難い場合 (1) 特別調査による決定 物価資料により難い場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引数量、ならびに1回当りの取引数量を考慮して調査・決定する。	2) 物価資料により難い場合
2-2-3 雑材料 「計上にあたっては、所定の雑材料率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。」を追記。	(2) 見積による決定 特別調査により難い場合は、見積によって決定する。その場合は、以下による。 ① 見積を徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量および納入時期、場所等の条件を提示し、見積依頼を行う。 ② 見積は、原則として3社以上から徴収する。 ③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。 (3) その他 現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができる。	(1) 特別調査による決定 物価資料により難い場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引数量、ならびに1回当りの取引数量を考慮して調査・決定する。 (2) 見積りによる決定 特別調査により難い場合は、見積りによって決定する。その場合は、以下による。 ① 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期、場所等の条件を提示し、見積依頼を行う。 ② 見積りは、原則として3社以上から徴収する。 ③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、再頻度価格を採用する。 (3) その他 現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができる。
	2-2-2 支給材料 支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）および発生材料は、無償計上とする。 なお、支給材料の撤去、据付けおよび運搬等の経費は直接工事費に計上する。	2-2-2 支給材料 支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率対象額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（ケーソン、ブロック等）および発生材料は、無償計上する。 なお、支給材料の撤去、据付けおよび運搬等の経費は直接工事費に計上する。
	2-2-3 雑材料 代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。	2-2-3 雑材料 代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。 計上にあたっては、所定の雑材料率の限度いっぱいとし、当該金額を超えない範囲で端数調整を行うものである。
	2-3 歩掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は積算基準の施工歩掛及び物価資料によるものとする。 積算基準の施工歩掛にない歩掛、適用が著しく不適当又は困難と認められた歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積の取得により歩掛の構成を決定する。 見積の場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。ただし、変更積算時は施工者より見積を徴収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については、「2-1 労務費」、「2-2 材料費」及び「2-4 直接経費」によるものとする。	2-3 歩掛 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は積算基準の施工歩掛及び物価資料によるものとする。 積算基準の施工歩掛にない歩掛、適用が著しく不適当又は困難と認められた歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積の取得により歩掛の構成を決定する。 見積の場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。ただし、変更積算時は施工者より見積を徴収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については、「2-1 労務費」、「2-2 材料費」及び「2-4 直接経費」によるものとする。
	2-4 直接経費 2-4-1 特許使用料 使用する技術・工法について特許法に基づく設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。 (1) 適用対象 特許使用料は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法ならびに特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象にした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合および出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。 (2) 積算方法 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。 ① 工法使用料等の算出 共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業等有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。 なお、特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。	2-4 直接経費 2-4-1 特許使用料等 1) 特許使用料 使用する技術・工法について特許法に基づく設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。 (1) 適用対象 特許使用料は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法ならびに特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象にした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合および出願を完了し、かつ設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。 (2) 積算方法 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。 ① 工法使用料等の算出 共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく民間企業等有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。 なお、特許権、実用新案権および意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。
	2-1-3	2-1-3

港湾・漁港編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
単-9(1) 追加 「港湾及び漁港供用係数ランク表示表」追加	無し	港湾・漁港編 別表-3 港湾及び漁港供用係数ランク表示表  出典：鴨川漁港修築（波高データ解析）委託報告書（平成9年1月） 単-9(1) ※単-9（1）追加

設計業務等標準積算基準書 修正箇所

修正箇所	設計業務等標準積算基準書	千葉県
参1-1-1 第1節 「物価資料」一式削除 第2節 2-1 「単価の詳細については、 「設計単価編」記載の設計 単価（材料単価）の取扱要 領を準用するものとする。」 を追記 2-2 (3)削除	第 1 編 総則 第 1 章 総則（参考資料） 第 1 節 用語の定義 積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目の内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたもの。 標準歩掛 : 単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。 参考資料 : 積算基準、標準歩掛の統一的な運用を図るために、歩掛の運用方法、数量の算出方法、業務のフロー図、積算例等をまとめたもの。 フロー図 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。 積 算 例 : 標準歩掛において、各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。 <u>物価資料 : 「建設物価」、「積算資料」をいう。</u> 第 2 節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税})$ なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 2-2 端数処理等の方法 (1) 数量 数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第 3 位（小数第 4 位四捨五入）まで算出する。なお、運転時間については小数第 1 位（小数第 2 位四捨五入）まで算出する。 (2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価） 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 (3) 物価資料を用いる単価 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が 3 桁未満のときは、決定額の有効桁は 3 桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 <例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500 円（有効桁 3 桁） 積算資料 34,000 円（有効桁 2 桁） 平均額 33,750 円 決定額 33,700 円（有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て） <例> 2) 入力単価の有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円（有効桁 2 桁） 積算資料 570 円（有効桁 2 桁） 参 1-1-1	第 1 編 総則 第 1 章 総則（参考資料） 第 1 節 用語の定義 積算基準 : 適用範囲、業務費構成、構成費目の内容、積算方法等、積算に係わる基準を定めたもの。 標準歩掛 : 単位作業量、業務に必要な技術者等の職種、人員数、材料の種類・使用量、機械の機種・規格・運転時間、各種条件に対する補正方法等を定めたもの。 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。 参考資料 : 積算基準、標準歩掛の統一的な運用を図るために、歩掛の運用方法、数量の算出方法、業務のフロー図、積算例等をまとめたもの。 フロー図 : 業務の流れ、区分・項目、関連事項との対比を整理した図。 積 算 例 : 標準歩掛において、各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。 第 2 節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い 設計に使用する価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。 $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税})$ なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。 <u>単価の詳細については、「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領を準用するものとする。</u> 2-2 端数処理等の方法 (1) 数量 数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第 3 位（小数第 4 位四捨五入）まで算出する。なお、運転時間については小数第 1 位（小数第 2 位四捨五入）まで算出する。 (2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価） 補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 (3) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。 (4) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は 1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 (5) 雑品（地質調査業務についてののみ） 雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1 円単位（1 円未満切捨て）とする。 (6) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として、端数処理は行わない。 2) 測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合、有効数字 4 桁（5 桁目以降切り捨て）とする。 参 1-1-1

設計業務等標準積算基準書 修正箇所

修正箇所	設計業務等標準積算基準書	千葉県
参1-1-2 第2節 2-2 (3) 削除【続編】	平均額 565 円 決定額 565 円（最小有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て） (4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は，小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。 (5) 金額 各構成要素の金額（設計数量×単価）は 1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。 (6) 雑品（地質調査業務についてのみ） 雑品は，個々の歩掛に示された割合を計上することとし，1 円単位（1 円未満切り捨て）とする。 (7) 単価表の合計金額 1) 土木設計業務等 原則として，端数処理は行わない。 2) 測量業務及び地質調査業務 単位数量当り単価の場合，有効数字 4 桁（5 桁目以降切り捨て）とする。 (8) 内訳書の合計金額 原則として，端数処理は行わない。 (9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は，個別に明記されている場合を除き，パーセント表示の小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。 (10) 業務価格 業務価格は，10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし，単価契約は除くものとする。 2-3 設計表示単位 (1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は，次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は，有効数字 1 桁（有効数字 2 桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 3) （2）設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は，（2）設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は，算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし，工種・種別は 1 式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。	(7) 内訳書の合計金額 原則として，端数処理は行わない。 (8) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（$\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は，個別に明記されている場合を除き，パーセント表示の小数第 2 位（小数第 3 位四捨五入）まで算出する。 (9) 業務価格 業務価格は，10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし，単価契約は除くものとする。 2-3 設計表示単位 (1) 設計表示単位の取扱い 1) 設計表示単位及び数値は，次項以降の（2）設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は，有効数字 1 桁（有効数字 2 桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 3) （2）設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は，（2）設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は，算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし，工種・種別は 1 式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。

設計業務等標準積算基準書 修正箇所

修正箇所	設計業務等標準積算基準書	千葉県
参1-2-9 「4. 請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする。」を追記	1－8 諸経費率等の扱い 1－8－1 諸経費率等の適用 (1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。 (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。 1－8－2 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。 1－9 設計変更の積算方法 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 $\text{業務価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ $\text{変更業務費（変更業務委託料）} = \text{業務価格（落札率を乗じた額）} \times (1 + \text{消費税率})$ 注）1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合	1－8 諸経費率等の扱い 1－8－1 諸経費率等の適用 (1) 諸経費率等の適用については、測量業務、地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と土木設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。 (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。 1－8－2 近接して発注する場合 測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。 1－9 設計変更の積算方法 設計変更における業務費（業務委託料）の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。 $\text{業務価格（落札率を乗じた額）} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ $\text{変更業務費（変更業務委託料）} = \text{業務価格（落札率を乗じた額）} \times (1 + \text{消費税率})$ 注）1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合 4. <u>請負比率は、小数点第7位を切り捨て、小数点第6位止めとする</u>
	参1-2-9	参1-2-9

業務委託編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
5-1-1 工事監督支援業務を追加	無し	業務委託編 工事監督支援業務 工事監督支援業務委託 工事監督支援業務委託積算基準については、国土交通省関東地方整備局で使用している「工事監督支援業務積算基準」を参考に作成している。 工事監督支援業務積算基準 第1章 総則 1. 適用範囲 この積算基準は、土木工事（港湾空港関係を除く。）に係る工事監督支援業務を発注する場合に適用する。 2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成 (2) 業務委託料構成費目の内容 1) 直接原価 ①直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。 ②直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 a. 事務用品費 b. 旅費交通費等（業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む） c. 業務用事務室損料及び備品費等 d. 電算機使用経費 等 ③直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 2) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（RIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 ※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。 3) 業務原価 業務原価は直接原価及び間接原価からなる。 4) 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。 一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。 5-1-1

業務委託編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県						
5-1-2 工事監督支援業務を追加	無し	業務委託編 5) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。 3. 業務委託料の積算 (1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算するものとする。 業務委託料 =(業務価格)+(消費税相当額) =[(業務原価)+(一般管理費等)]+(消費税相当額) =[(直接人件費)+(直接経費)+(その他原価)]+(一般管理費等)+(消費税相当額) (2) 各構成費目の算定 1) 直接原価 ①直接人件費 業務に従事する者の基準日額については、5. 標準歩掛による。 ②直接経費 事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で、特記仕様書明記した場合に計上する。 a 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。 なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。 b 旅費交通費等 旅費交通費等に関する算定は設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）に準ずる。 なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。<table><tr><td>旅費交通費等</td><td>旅費交通費等の上限（千円）</td></tr><tr><td>直接人件費の4.15%</td><td>—</td></tr></table> (注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。 c 業務用事務室損料、備品等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。 d 電算機使用経費 電算機リース料等が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として積算すること。<table><tr><td>電算機使用経費</td></tr><tr><td>直接人件費の2.7%</td></tr></table> (注) 直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。 e その他 電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。 2) その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価)＝(直接人件費)×α／(1－α) ただし、α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、<u>2.5%</u>とする。 3) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等)＝(業務原価)×β／(1－β) ただし、β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>3.5%</u>とする。 5-1-2	旅費交通費等	旅費交通費等の上限（千円）	直接人件費の4.15%	—	電算機使用経費	直接人件費の2.7%
旅費交通費等	旅費交通費等の上限（千円）							
直接人件費の4.15%	—							
電算機使用経費								
直接人件費の2.7%								

業務委託編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
5-1-3 工事監督支援業務を追加	無し	業務委託編 (3) 変更の取り扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。 $\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$ 1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。 2) 直接経費 ①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所を増減、変更があった場合に変更を行うものとする。 ②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。 3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。 (4) その他 その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）を参考とする。 4. 業務内容 (1) 打合せ ・業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。 ・業務履行期間中、調査職員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。 ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。 (2) 工事管理 ・工事監督支援業務共通仕様書を基本とする。 (3) 指揮・監督業務 ・工事監督支援業務共通仕様書を基本とする。

業務委託編 修正箇所

修正内容

5-1-4

工事監督支援業務を追加

土木工事標準積算基準書

無し

千葉県

業務委託編

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1 月当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
定 例 打 合 せ	人	1. 2	技師(A)	移動時間を含む。2 回/月を標準とする

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算を含む。

4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

(2) 工事監督支援業務

1) 業務計画

1 業務当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
業 務 計 画	人日	1. 4	技師(A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算を含む

2) 工事管理

1 工事当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
工 事 管 理	人日	0. 4	技師(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

1 ヶ月当たり				
作 業 区 分	単位	数 量	職 階	備 考
指 揮 ・ 監 督 業 務	人日	1. 1	技師(A)	想定される担当技術者が 2 人以下の場合は、0. 5 を乗じる。
担当技術者	式	1. 0	技師(C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による、
直 接 経 費	式	1. 0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。

・1 月または 1 日当たり人数については、土日・祝日・年末年始休暇のほか、6 ヶ月当たり最低 10 日（1 年で 20 日）の休日を確保するよう計算し、計上すること。

・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり 3 0 時間相当分を計上することを標準とする。 なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただし A、B は以下の通り とする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

5-1-4

業務委託編 修正箇所

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
参6-1-1 工事監督支援業務を追加	無し	業務委託編 工事監督支援業務積算基準の運用基準 1. 運用基準について 本運用基準は「工事監督支援業務積算基準」について、積算計上の考え方等を示した運用を定めたものであり、千葉県において工事監督支援業務を積算する場合を対象とする。 2. 業務委託料の積算（工事監督支援業務） 「工事監督支援業務積算基準」の第1章 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定 1）直接人件費、及び2）直接経費は各種業務において以下のとおりとする。 2－1 工事監督支援業務 1）標準歩掛 工事監督支援業務における積算基準は、「工事監督支援業務積算基準」のとおりとする。 2）各構成費目の算定 ①電算機使用経費 在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、直接人件費に対し率を乗じた額を計上するものとする。 ②旅費交通費 旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。 ア. 打合せにかかるとる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」により計上すること。 イ. 業務用自動車は、現場内移動（報告、調整、連絡業務を含む。）のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。 3）打合せ 打合せ回数は、特記仕様書による。 定例打合せの積算は、発注者支援業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各事務所等）毎に、管理技術者を1. 2人／月計上するものとする。 参 6-1-1